



TOKYOink

作成日 2009年12月17日
改訂日 2023年04月17日

安全データシート (SDS)

1. 化学品及び会社情報

製品名	PCG (WA) 1005 Grey トップ
会社名	東京インキ株式会社
担当部門	生産・技術部門 インキ技術第2部
住所	〒331-0811 埼玉県さいたま市北区吉野町1丁目397番地
電話番号	048-660-3358
FAX番号	048-660-3378
メールアドレス	msdsinfo@tokyoink.co.jp
緊急連絡先	048-663-0311
推奨用途及び使用上の制限	合成樹脂用着色剤
整理番号	FRPC-001023-05-00

2. 危険有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性
人健康有害性

引火性液体	区分3
急性毒性（経口）	区分に該当しない
急性毒性（経皮）	区分に該当しない
急性毒性（吸入：気体）	区分に該当しない
急性毒性（吸入：蒸気）	区分5
急性毒性（吸入：粉塵／ミスト）	区分に該当しない
皮膚腐食性／刺激性	区分2
眼に対する重篤な損傷／眼刺激性	区分2
呼吸器感受性	分類できない
皮膚感受性	区分1
生殖細胞変異原性	分類できない
発がん性	区分2
生殖毒性	区分2
授乳影響	分類できない
特定標的臓器／全身毒性（単回ばく露）	区分1（中枢神経系） 区分3（気道刺激性）
特定標的臓器／全身毒性（反復ばく露）	区分1（肺、聴覚器、呼吸器系）
誤えん有害性	区分に該当しない
水生環境有害性短期（急性）	区分2
水生環境有害性長期（慢性）	区分3
オゾン層への有害性	区分に該当しない

環境有害性

GHS要素

絵表示



注意喚起語

危険

危険有害性情報

引火性液体および蒸気
吸入すると有害のおそれ（気体，蒸気，粉塵，ミスト）
皮膚刺激
強い眼刺激
アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ
発がんのおそれの疑い
生殖または胎児への悪影響のおそれの疑い
呼吸器への刺激のおそれ（気道刺激性）または眠気およびめまい（麻酔作用）の

おそれ(気道刺激性)
 臓器の障害(中枢神経系)
 長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害(肺, 聴覚器, 呼吸器系)
 水生生物に毒性
 長期的影響により水生生物に有害

注意書き

安全対策

- ・全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
- ・熱, 高温のもの, 火花, 裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。
- ・容器を密閉しておくこと。
- ・容器を接地しアースをとること。
- ・静電気放電に対する措置を講ずること。
- ・防爆型の電気機器／換気装置／照明機器を使用すること。
- ・粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。
- ・屋外又は換気の良い場所でだけ使用すること。
- ・環境への放出を避けること。
- ・この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。
- ・汚染された作業衣は作業場から出さないこと。
- ・取扱い後はよく洗うこと。
- ・保護手袋および保護眼鏡／保護面を着用すること。
- ・防火服又は防災服を着用すること。
- ・必要に応じて個人用保護具を使用すること。

応急処置

- ・吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
- ・眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
- ・皮膚(または毛髪)に付着した場合：直ちに、汚染された衣類をすべて脱ぐこと／取り除くこと。皮膚を流水／シャワーで洗うこと。
- ・取り扱った後、手を洗うこと。
- ・皮膚刺激または発疹が生じた場合は、医師の診断／手当てを受けること。
- ・皮膚刺激が生じた場合、医師の診断／手当てを受けること。
- ・汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。
- ・暴露または暴露の懸念がある場合：医師の診断／手当を受けること。
- ・気分が悪い時は、医師の診断／手当を受けること。
- ・炎が火薬類に届いたら消火活動をしないこと。火災の場合に爆発する危険性あり。火災の場合には区域より退避させること。
- ・火災の場合には安全に対処できるならば漏洩を止めること。
- ・漏出物を回収すること。

保管

- ・可燃物から離して保管すること。
- ・乾燥した場所または密閉容器に保管すること。
- ・日光から遮断し、換気の良い場所で保管すること。
- ・容器を密閉して換気の良いところで保管すること。
- ・施錠して保管すること。

廃棄

- ・内容物／容器を許可を受けた廃棄物処理業者に処理委託廃棄すること。

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別： 混合物

一般名： 合成樹脂用着色剤

成分及び含有率：

化学名	労働安全衛生法第57条の2対象名	含有率(%)	官報公示No. (化審法・ 安衛法)	CAS No.	物質としての 適用法令
	化学物質排出把握管理促進法対象名				
クテン酸コバルト	コバルト及びその化合物	<1	2-615	136-52-7	1_5, 1_6, 3
	—				

二酸化チタン	酸化チタン(IV)	5~10	(1)-558	13463-67-7	1_5, 1_6
	—				
シリカ(非晶質)	—	1~5	(1)-548	112945-52-5	—
	—				
スチレン	スチレン	40~50	(3)-4	100-42-5	1_2, 1_4, 1_5, 1_6, 1_13, 3, 4_5, 5, 7, 8
	スチレン(1-240)				

労働安全衛生法第57条の2対象物質と化学物質排出把握管理促進法対象物質の含有量は15項の適用法令に記載する。

適用法令：

- 1_2: 労働安全衛生法(特定化学物質等障害予防規則)
- 1_4: 労働安全衛生法(有機溶剤中毒予防規則)
- 1_5: 労働安全衛生法(法第57条の1)
- 1_6: 労働安全衛生法(法第57条の2)
- 1_13: 労働安全衛生法(がん原性指針)
- 3: 化学物質排出把握管理促進法
- 4_5: 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(優先評価化学物質)
- 5: 消防法
- 7: 道路法
- 8: 危険物船舶輸送及び貯蔵規則

4. 応急措置

- 吸入した場合 : 直ちに患者を毛布等にくるんで安静にさせ、新鮮な空気のある場所に移す。呼吸が困難な場合又は呼吸が停止している場合には、直ちに人工呼吸を行い、医師の手当てを受ける。
- 皮膚に付着した場合 : 直ちに汚染された衣服や靴等を脱がせ、付着部又は接触部を石鹼水で洗浄し、多量の水で洗い流す。もし皮膚に痛みが残ったり炎症を生じた場合には医師の手当てを受ける。医師の診断、手当てを受けること。
- 目に入った場合 : 直ちに多量の水で15分以上洗い流し、眼科医の手当てを受ける。医師の診断、手当てを受けること。
- 飲み込んだ場合 : 吐き出させると気管支に入ってしまう危険が増す。直ちに医師の手当てを受ける。

5. 火災時の措置

- 消火剤：
 - ・ 粉末、泡、二酸化炭素、乾燥砂、霧状の強化液
- 使ってはならない消火剤：
 - ・ 水
 - ・ 棒状注水
- 特定の消火方法：
 - ・ 速やかに容器を安全な場所に移す。
 - ・ 移動不可能な場合には容器及び周囲に散水して冷却する。
 - ・ 指定の消火剤を用いて消火する。
 - ・ 可燃性の物を周囲から素早く取り除く。
 - ・ 消火後も大量の水を用いて十分に容器を冷却する。
- 消火を行う者の保護：
 - ・ 消火作業の際には必ず適切な保護具を着用し、風下で作業しない。

6. 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置：
 - ・ 風下の人を退避させる。
 - ・ 漏出した場所の周辺にはロープを張るなどして人の立ち入りを禁止する。
 - ・ 付近の着火源となるものを速やかに取り除く。
 - ・ 消火作業の際には必ず保護具を着用する。
 - ・ 必ず風上で作業する。
 - ・ 屋内の場合には、漏出物の処理が完全に終わるまで十分に換気を行う。
 - ・ 除去作業の際には適切な保護具(手袋、保護マスク、エプロン、ゴーグル等)を着用する。
 - ・ 漏出物は密閉できる容器に回収し、安全な場所に移す。

- ・ 付着物、廃棄物などは、関係法規に基づいて処置をする。
- ・ 衝撃による火花が発生しない様な材質の用具を用いて回収する。
- ・ 適切な防護衣を着けていないときは破損した容器あるいは漏洩物に触れてはいけない。
- ・ 密閉された場所に立入る前に換気する。

環境に対する注意事項：

- ・ 濃厚な洗浄廃液は河川に排出しないように注意する。
- ・ 環境中に放出してはならない。

回収、中和、封じ込め及び浄化の方法・機材：

- ・ 漏出した液は土砂等でその流れを止め、安全な場所にその流れを導く。
- ・ 密閉可能な空容器にできるだけ回収する。
- ・ 回収したあとを中性洗剤等の分散剤を用いて多量の水で洗い流す。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い：

安全取扱い注意事項

- ・ 取扱い場所は火気厳禁とし、作業場は排気及び換気を十分に行う。
- ・ 吸い込んだり、眼、皮膚及び衣類に触れないように適切な保護具を着用する。
- ・ 取扱いの都度、容器を密閉する。
- ・ 蒸気の発散をできるだけ抑え、作業環境を管理濃度（「8. 暴露防止及び保護処置」参照）以下に保つように努める。
- ・ 第一類、第六類の危険物及び高圧ガスは接触回避する。
- ・ この製品を拭き取ったウエス等は、速やかに焼却または廃棄する。
- ・ 使用前に使用説明書入手すること。
- ・ 接触、吸入又は飲み込まないこと。
- ・ 取扱い後は手洗いとうがいを十分に行う。

局所排気・全体換気

- ・ 暴露防止及び保護措置の項を参照。

技術的対策

- ・ 静電気対策のために装置、機器等の接地を確実にを行う。
- ・ 作業衣、作業靴は導電性のものを用いる等の対策を行う。
- ・ 電気機器類は防爆型のもの、工具は火花防止型のものを用いる。
- ・ 液体類の移送や攪拌等を行う装置についてはアースを取るよう設備する。

保管：

技術的対策、混触禁止物質、容器包装材料

- ・ 容器は密栓して、換気良好な冷暗所に貯蔵する。
- ・ ボイラー等の熱源付近や可燃性物の付近には置かない。
- ・ 酸化性物質、有機過酸化物等と同一場所に置かない。
- ・ 消防法の基準にもとづき危険物倉庫に保管する。
- ・ 製品容器及び製品ドラム等にて保管する。
- ・ 施錠して保管すること。
- ・ 紫外線や熱によって重合するので、密閉容器に入れて換気良好な冷暗所に一定の場所を定めて貯蔵する。

8. ばく露防止及び保護措置

管理濃度及び許容濃度：

化学物質の名称	管理濃度	ACGIH(TWA)	日本産業衛生学会(TWA)
オクタン酸コバルト	設定なし	0.02ppm (コバルトとして)	0.05mg/m3 (コバルトとして)
二酸化チタン	設定されていない	10mg/m3	第2種粉塵：呼吸性粉塵 1mg/m3, 総粉塵4mg/m3
シリカ(非晶質)	設定されていない	10mg/m3	第3種粉塵：吸入性粉塵 2mg/m3, 総粉塵:8mg/m3
スチレン	20ppm	TWA:20ppm, STEL:40ppm, 経皮吸収	20ppm, 85mg/m3, 経皮吸収

* が付記されている場合は最大許容濃度を表す。

設備対策

： 屋内作業時は発生源の密閉化又は局所排気装置を設置する。

保護具

： 有機ガス用防毒マスク、保護眼鏡、耐油性保護手袋、保護衣、保護長靴等を使用

する。
 必要に応じて個人用保護衣、保護面を使用すること。

適切な衛生対策 : マスク等の吸収缶の交換は破過時間に応じて、適宜又は定期的に行う。

9. 物理的及び化学的性質

製品の物理的及び化学的性質

物理的状态

形状 : 粘性液体
 物理状态 : 液体
 色 : グレー
 臭い : 情報なし
 pH : 情報なし
 比重 : 0.9 ~ 1.2

物理的状态が変化する特定の温度/温度範囲

融点・凝固点(°C) : 情報なし
 沸点(°C) : 情報なし
 引火点(°C) : 32

溶解性

溶媒に対する溶解性

水 : 難溶
 有機溶剤 : 可溶

分解温度(°C) : 情報なし

成分の物理的及び化学的性質 :

成分の名称	沸点 (°C)	比重 (水=1)	水への 溶解性	蒸気圧 (kPa)	相対蒸気 密度 (空気=1)	引火点 (°C)	発火温度 (°C)	爆発限界 vol% (空气中)	オクタノール/ 水分係数 (LogPo/w)	出典
クテン酸パルト	情報なし	1.013(2 5°C)	不溶	情報なし	情報なし	情報なし	276	情報なし	情報なし	6, 7
二酸化チタン	2500~ 3000	3.9~ 4.3	不溶	情報なし	情報なし	情報なし	情報なし	情報なし	情報なし	1, 2, 5, 6, 7
シリカ(非晶質)	情報なし	情報なし	不溶	情報なし	情報なし	情報なし	情報なし	情報なし	情報なし	5, 6
スフレン	145	0.9	微溶	0.81	3.6	31	490	0.9~6.8	3.2	1, 4, 7, 8

出典 :

- 1: 許容濃度等の勧告 (ACGIH)
- 2: 許容濃度等の勧告 (日本産業衛生学会)
- 4: 神奈川県環境研究所データベース
- 5: 独立行政法人 製品評価技術基盤機構 GHS分類結果データベース
- 6: 原材料の安全データシート
- 7: 独立行政法人 製品評価技術基盤機構 化学物質総合情報提供システム
- 8: 日本スフレン工業会 GHS分類結果

10. 安定性及び反応性

安定性・危険有害反応可能性 :

- ・ 常温以下では安定。
- ・ 光、熱、強酸化剤及び過酸化物により重合する恐れがある。

避けるべき条件 :

- ・ 加熱により容器が爆発する。静電気放電を避ける。
- ・ 高温過熱を避ける。

混触危険物質 :

- ・ 第一類、第六類の危険物及び高圧ガスとの混触は避ける。
- ・ 熱、光、強酸、過酸化物、酸化剤、アルカリ、ラジカル開始剤 は避ける。

危険有害な分解生成物 :

- ・ 燃焼によりCO、NOx等の有害ガスが発生する。

11. 有害性情報

製品としての有害性情報：製品としての情報なし

成分の有害性情報（GHS分類結果）－ 1：

成分	急性毒性 経口 mg/kg	急性毒性 経皮 mg/kg	急性毒性 吸入：気体 ppmV	急性毒性 吸入：蒸気 mg/l	急性毒性 吸入：粉塵/ミ スト mg/l	皮膚腐食性 ・刺激性	目に対する 重篤な損傷 ・眼刺激性
オクテン酸コパルト	分類できない (3900)	分類できない	分類できない	分類できない	分類できない	分類できない	分類できない
二酸化チタン	区分に該当し ない (>10000)	区分に該当し ない (>10000)	区分に該当しな い	分類できない	区分に該当し ない	区分に該当しな い	区分2B
シリカ(非晶質)	区分に該当し ない (>10000)	区分に該当し ない (>5000)	区分に該当しな い	区分に該当し ない	分類できない	分類できない	区分に該当しな い
スレン	区分に該当し ない (>5000)	区分に該当し ない (>2000)	区分に該当しな い	区分4 (2800ppm)	分類できない	区分2	区分2A

成分の有害性情報（GHS分類結果）－ 2：

成分	呼吸器感作性 ・皮膚感作性	生殖細胞 変異原性	発がん性	生殖毒性 ・授乳影響	特定標的臓器 ・全身毒性 (単回暴露)	特定標的臓器 ・全身毒性 (反復暴露)	誤えん有害性
オクテン酸コパルト	呼吸器感作 性:分類できな い 皮膚感作性: 区分1	分類できない	区分 2	生殖毒性: 分類できない 授乳影響: 分類できない	分類できない	分類できない	分類できない
二酸化チタン	呼吸器感作 性:分類できな い 皮膚感作性: 区分に該当し ない	区分に該当し ない	区分に該当し ない	生殖毒性: 分類できない 授乳影響: 分類できない	区分 3 (気道 刺激性)	区分 1 (肺)	分類できない
シリカ(非晶質)	呼吸器感作 性:分類できな い 皮膚感作性: 分類できない	区分に該当し ない	区分に該当し ない	生殖毒性: 分類できない 授乳影響: 分類できない	分類できない	分類できない	分類できない
スレン	呼吸器感作 性:分類できな い 皮膚感作性: 分類できない	区分に該当し ない	区分に該当し ない	生殖毒性: 区分2 授乳影響: 分類できない	区分 1 (中枢 神経系)区分 3 (気道刺激 性)	区分 1 (聴覚 器、呼吸器系)	区分 1

12. 環境影響情報

製品としての有害性情報：製品としての情報なし

成分の環境有害性情報：

成分	水生環境急性有害性	水生環境慢性有害性	オゾン層への有害性
オクテン酸コパルト	分類できない	分類できない	区分に該当しない
二酸化チタン	区分に該当しない	区分 4	区分に該当しない
シリカ(非晶質)	区分に該当しない	分類できない	区分に該当しない
スレン	区分 2	区分 3	区分に該当しない

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物：

- ・ドラム缶に入れ、横転しても内容物が外部へ流出しないように密栓する。
- ・洗浄排水は、地面や排水溝へそのまま流さない。
- ・焼却する場合は産業廃棄物処理基準に従って焼却する。
- ・許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託する。

汚染容器及び包装：

- ・空容器は内容物を完全に除去してから処分する。
- ・許可を受けた産業廃棄物処理業者に処理を委託する。

14. 輸送上の注意

注意事項：

- ・消防法の危険等級に適合する運搬容器に収納して運搬する。（第1石油類・アルコール類は危険等級Ⅱ、第2石油類及び第3石油類は危険等級Ⅲ）
- ・容器に漏れのないことを確かめ、転倒、落下、損傷がないように積み込む。
- ・荷くずれの防止を確実に行う。
- ・容器を積み重ねる場合には高さ3m以下とする。
- ・第一類、第六類の危険物及び高圧ガス（一部を除く）とは混載できない。
- ・指定数量以上の製品を車両で運搬する場合は、当該車両に総務省令規定の標識を掲げ、適正な消火器を備える。

国連分類 : class 3 (Flammable liquids) (容器等級Ⅲ)
 国連番号 : 1263
 国連輸送名 : 塗料 (引火性)
 指針番号 : 128

15. 適用法令

- ・労働安全衛生法(特定化学物質等障害予防規則)：第二類物質、特別有機溶剤等
- ・労働安全衛生法(有機溶剤中毒予防規則)：第二種有機溶剤
- ・労働安全衛生法(法第57条の1)：表示対象
- ・労働安全衛生法(法第57条の2)：通知対象
- ・労働安全衛生法(がん原性指針)：該当
- ・毒物及び劇物取締法(毒物)：非該当
- ・毒物及び劇物取締法(劇物)：非該当
- ・化学物質排出把握管理促進法：第一種指定
- ・消防法：危険物, 第4類, 第2石油類, 非水溶性液体, 危険等級Ⅲ, 引火性液体
- ・道路法：水底トンネル、長大トンネル等における積載制限対象危険物
- ・危険物船舶輸送及び貯蔵規則：引火性液体類（危規則第3条危険物告示別表第1）
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律：該当

労働安全衛生法第57条の2

対象名	含有率(%)
スレン	40~50
酸化チタン(IV)	5~10
コバルト及びその化合物	<1

化学物質排出把握管理促進法

対象名	政令番号	化管法区分	含有率(%)
スレン	240	第一種指定	44

16. その他の情報

参考資料

- ・許容濃度等の勧告 (ACGIH)
- ・許容濃度等の勧告 (日本産業衛生学会)
- ・I C S C C A R D
- ・神奈川県環境研究所データベース
- ・独立行政法人 製品評価技術基盤機構 GHS分類結果データベース
- ・原材料の安全データシート
- ・独立行政法人 製品評価技術基盤機構 化学物質総合情報提供システム

本安全データシートに関する問合せ先

「1. 製品及び会社情報」に記載の連絡先にお問合せください。

- * 本安全データシートの内容記載は現時点で入手できる資料、情報、データに基づいて作成しておりますが、法令の改正や新しい知見により改訂されることがあります。本製品を扱う場合は記載内容を参考にして、使用者の責任において実態に即した安全対策を講じてください。
尚、本安全データシートは安全や品質の保証書ではありません。

—以上—